

那覇市立図書館マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市立図書館マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは次に掲げるものをいう。キャラクターの基本デザインは別紙のとおりとする。

- (1) なぼんちゃん
- (2) ナットくん
- (3) さくらちゃん
- (4) ほしとくん
- (5) がーじゅーくん
- (6) ここのちゃん
- (7) 守礼くん
- (8) ぼん助

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、那覇市立図書館に帰属する。

(使用承認の申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ那覇市立図書館マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、館長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、絵柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りではない。

- (1) 那覇市の機関又は国若しくは沖縄県が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他館長が使用を適当と認めるとき。

(使用の承認)

第5条 館長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 主に営利を目的として使用すると認められるとき。

- (4) 那覇市立図書館の品位を傷つけ、又は信用を損なうおそれがあると認められたとき。
- (5) その他館長が使用について不相当であると認められたとき。
 - 2 館長は、前項の規定による申請を承認するときは、那覇市立図書館マスコットキャラクターデザイン使用承認書（様式第2号）により通知するものとする。
 - 3 館長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第6条 キャラクターのデザインの使用料は無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 キャラクターのデザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターのデザインを改変しないこと。
- (2) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、館長の指示する使用条件に従うこと。
- (3) 別紙に定められた色とする。ただし、館長が特に認めた場合は、単色を使用することができる。
- (4) 縦横比の変更はしないこと。
- (5) キャラクターデザインの一部使用をしないこと。
- (6) キャラクターデザインの向きを上下、左右、反転しないこと。
- (7) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (8) 使用者はこれを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (9) 商標登録出願を行わないこと。

（使用承認の取消し）

第8条 館長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が不相当と認められたとき。
 - 2 館長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。
 - 3 館長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（責任の制限）

第9条 使用者が、キャラクターのデザインの使用によって第三者に対して損害または損

失を与えた場合でも、那覇市立図書館は、損害賠償、損失補償、その他法律上の責任を一切負わない。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザインの使用に関して必要な事項は、館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

那覇市立図書館マスコットキャラクター使用承認申請書

年 月 日

那覇市立図書館長 あて

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

下記のとおり、マスコットキャラクターのデザインを使用したいので申請します。

記

使用する キャラクターの 種類	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用数・製作数	
連絡先	(担当者) (電話番号)
添付書類	1 使用するキャラクターのデザインがわかる書類 2 使用する際の企画書、見本 (レイアウト、スケッチ、原稿等) 3 その他

様式第 2 号 (第 4 条、第 5 条関係)

那覇市立図書館マスコットキャラクターデザイン使用承認書

年 月 日

様

那覇市立図書館長

印

年 月 日付けで申請のありましたマスコットキャラクターの使用については、下記のとおり承認します。

記

承認番号	第 号
承認するキャラクターの種類	
承認内容	<ol style="list-style-type: none">1 提出したキャラクター使用承認申請書の申請内容のとおりを使用すること2 那覇市立図書館マスコットキャラクター使用取扱要綱を遵守すること3 その他

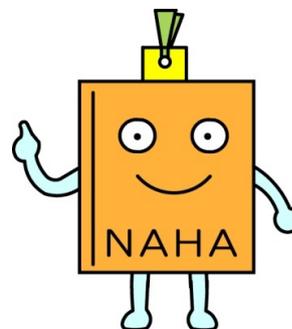
別紙（第2条関係）

(1) なぼんちゃん

メインキャラクター。那覇（なは）と本（ほん）をかけあわせ、親しみやすい名称となるよう考案した。



(2) ナットくん



(3) さくらちゃん



(4) ほしとくん



(5) がーじゅーくん



(6) ここのちゃん



(7) 守礼くん



(8) ぼん助

